

令和6年兵庫県立大学工学研究科規程第3号
地域共創ものづくり教育研究センター規程

(設置)

第1条 学内及び学外におけるものづくりに関連する技術開発ならびに教育を支援するため、兵庫県立大学大学院工学研究科に、地域共創ものづくり教育研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(設置期間)

第2条 センターの設置期間は、令和11年3月31日までとする。

(業務)

第3条 センターは、ものづくり教育に関連する基盤技術開発、ものづくりDX研究と、それらに関連する教育を支援するため、次に関する業務を行う。

- (1) ものづくり基盤技術開発にかかわる技術相談および試作に関すること
- (2) ものづくりDX推進・支援にかかわる技術相談および試作に関すること
- (3) ものづくり教育にかかわる啓蒙活動・教育業務に関すること
- (4) ものづくりの場の提供とその開放に関すること
- (5) 工作室の維持及び管理に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関すること

(組織等)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター教員
 - (4) 技術員
- 2 センターには部門グループを置く。また、その中から部門長を選出する。
- 3 センター長は、センターの業務を掌理し、センターを代表する。
- 4 センター長は、工学研究科教授会において選出する。ただし、設立当初のセンター長は、工学研究科長が指名する。
- 5 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 センター長は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。
- 7 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、副センター長が、その職務を代理する。

(運営委員会)

第5条 センターの運営を円滑に行うため、センター運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第6条 委員会は、研究センターの運営に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの組織に関すること
- (2) センターの構成員に関すること
- (3) センターの施設整備に関すること
- (4) センターの教育研究連携に関すること
- (5) センターの経理に関すること
- (6) その他センターの運営に必要な事項に関すること

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの各部門グループ長、もしくはそのグループから選ばれた委員
- (4) 姫路工学キャンパス経営部長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第8条 前条第2号、第3号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議（以下「運営委員会」という。）は委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により運営委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(センター及び運営委員会の庶務)

第11条 センター及び運営委員会の庶務は、総務課で行う。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、工学研究科教授会の議決による。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センター及び運営委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

(この規定の失効)

- 2 この規定は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。